

## 議案第5号

### 博物館の登録等に関する規則の一部改正について

#### 1 提案理由

博物館法等の一部改正に伴い、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関し、所要の改正を行う必要があるため。

#### 2 改正の概要及び改正案

別添のとおり

#### 3 施行年月日

令和5年4月1日

## 博物館の登録等に関する規則の改正の概要について

### 1 趣旨

博物館法及び博物館法施行規則の一部改正に伴い、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関し、登録・指定要件や審査の手続等、所要の改正を行うもの

### 2 博物館法及び博物館法施行規則の主な改正点

- ① 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、国及び独立行政法人を除く全ての法人が登録を受けられることができること
- ② 博物館登録の基準の詳細は、文部科学省令を参酌して都道府県教育委員会が定めること
- ③ 都道府県教育委員会は、博物館登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと
- ④ 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県教育委員会に対して報告しなければならないこと
- ⑤ 旧法での登録博物館は、施行日（R5.4.1）から5年間は登録を受けたものとみなされること
- ⑥ 博物館に相当する施設の指定の基準の詳細は、文部科学省令を参酌して都道府県教育委員会が定めること
- ⑦ 旧法での博物館に相当する施設は、指定を受けたものとみなされるが、新法での審査基準の要件を備えているか、施行日から5年間の間に、確認を受けるよう努めなければならないこと

### 3 博物館の登録等に関する規則の主な改正点

- ① 根拠条項や引用条項、様式の修正・削除・追加  
(第1、2、6、7、9、11条、各様式)
- ② 登録・指定の基準や運営状況の定期報告に関することを追加  
(第3、4、5、8、10条)

### 4 改正案の内容

別紙のとおり

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則（案）

博物館の登録等に関する規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下「省令」という。）」に、「博物館の登録」を「博物館の登録等」に改める。

第二条を次のように改める。

（登録申請）

第二条 法第十二条第一項に規定する登録申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

第六条を削る。

第七条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（博物館に相当する施設に関する基準）

第十条 第三条から第五条までの規定は、省令第二十四条第一項第二号から第四号までの教育委員会の定める基準について準用する。この場合において、第三条（第七号を除く。）中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは

「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（次条及び第五条において「指定施設」という。）を運営する」と、第四条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第五条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第三号及び第四号中「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替えるものとする。

第五条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（定期報告）

第八条 法第十六条の規定による報告は、別記様式第四号の報告書により毎年度終了後六月末日までに行わなければならない。

第四条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第七条とする。

第三条中「第十二条」を「第十四条第一項」に、「は、別記様式第三号」を「の様式は、別記様式第二号のとおり」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の三条を加える。

(博物館の体制に関する基準)

第三条 法第十三条第一項第三号の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第五条第一号において同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準)

第四条 法第十三条第一項第四号の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 前条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第五条 法第十三条第一項第五号の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号

博物館登録申請書

年 月 日

石川県教育委員会 様

設置者所在地

名称

代表者氏名

博物館法第12条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地

(添付書類)

- 1 館則の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

(注) 館則とは、博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいいます。

別記様式第二号を削り、別記様式第三号を別記様式第二号とする。  
別記様式第四号中「廻」を「蕪」に改め、同様式を別記様式第三号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

博物館運営状況報告書

年 月 日

石川県教育委員会 様

設置者所在地

名 称

代表者氏名

博物館法第16条の規定により、次のとおり3月末日時点の運営状況について報告します。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 学芸員の人数 人
- 4 年間開館日数 日
- 5 年間活動実績

別記様式第五号中「滯」を「滞」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の博物館の登録等に関する規則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

石川県教育委員会規則第

号

石川県教育委員会

改正後（案）

○博物館の登録等に関する規則

昭和四十年八月三日

教育委員会規則第十五号

改正 平成一一年 三月三十一日教育委員会規則第五号

平成二〇年一月二十八日教育委員会規則第一三三号

博物館の登録等に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下「省令」という。）の規定に基づき、博物館の登録等に必要な事項を規定することを目的とする。

（登録申請）

第二条 法第十二条第一項に規定する登録申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

（博物館の体制に関する基準）

第三条 法第十三条第一項第三号の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

現行

○博物館の登録等に関する規則

昭和四十年八月三日

教育委員会規則第十五号

改正 平成一一年 三月三十一日教育委員会規則第五号

平成二〇年一月二十八日教育委員会規則第一三三号

博物館の登録等に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき、博物館の登録に必要な事項を規定することを目的とする。

（登録申請）

第二条 法第十一条の規定による登録申請書は、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体の設置するものにあつては、別記様式第一号
- 二 一般社団法人又は一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人にあつては、別記様式第二号

（新設）

一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第五号第一号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

（博物館の職員に関する基準）

第四条 法第十三条第一項第四号の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

（新設）

三 前条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第五条 法第十三条第一項第五号の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(登録)

第六条 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

(登録事項等変更)

第七条 法第十五条第一項の規定による登録事項等変更の届出は、別記様式第三号の届出書により行うものとする。

(定期報告)

第八条 法第十六条の規定による報告は、別記様式第四号の報告書により毎年度終了後六月末日までに行わなければならない。

(博物館の廃止)

第九条 法第二十条第一項の規定による博物館廃止の届出は、別記様式第五号の届出書によりすみやかに行うものとする。

(新設)

(登録)

第三条 法第十二条に規定する博物館登録原簿は、別記様式第三号とする。

(登録事項等変更)

第四条 法第十三条第一項の規定による登録事項等変更の届出は、別記様式第四号の届出書により行なうものとする。

(新設)

(博物館の廃止)

第五条 法第十五条第一項の規定による博物館廃止の届出は、別記様式第五号の届出書によりすみやかに行なうものとする。

(博物館の公示)

(削除)

(博物館に相当する施設に関する基準)

第十条 第三条から第五条までの規定は、省令第二十四条第一項第一号から第四号までの教育委員会の定める基準について準用する。この場合において、第二条(第七号を除く。)中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設(次条及び第五条において「指定施設」という。)を運営する」と、第四条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第五条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第三号及び第四号中「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録等について必要な事項は教育長が定める。

第六条 教育委員会は、次の各号について公示するものとする。

- 一 法第十条の規定による登録をしたとき。
- 二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき。
- 三 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしたとき。
- 四 法第十五条第二項の規定による登録をまつ消したとき。

(新設)

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録等について必要な事項は教育長が定める。

別記様式第1号

博物館登録申請書

年 月 日

石川県教育委員会 様

設置者所在地

名 称

代表者氏名

博物館法第12条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地

(添付書類)

- 1 館則の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

(注) 館則とは、博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいいます。

改  
正  
後

別記様式第1号

公立博物館登録申請書

年 月 日

石川県教育委員会 殿

設置者所在地

名 称

代表者氏名

博物館法第11条の規定により、次のとおり登録を申請します。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地

(添付書類)

- 1 設置条例の写
- 2 館則の写
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び歳入歳出の見積に関する書類
- 5 博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

改  
正  
前

(削る)

改  
正  
後

別記様式第2号

私立博物館登録申請書

年 月 日

石川県教育委員会 殿

設置者所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

博物館法第11条の規定により、次のとおり登録を申請します。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地

(添付書類)

- 1 法人の定款若しくは寄附行為の写又は宗教法人の規則の写
- 2 館則の写
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその  
図面
- 4 当該年度における事業計画書及び収支の見積に関する書類
- 5 博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

改  
正  
前

別記様式第2号

博物館登録原簿

| 事項         | 登録   |     | 変更  |     | 変更  |     |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|            | 年月日  | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 |
|            | 記号番号 | 第号  |     |     |     |     |
| 設置者の名称及び住所 |      |     |     |     |     |     |
| 名称         |      |     |     |     |     |     |
| 所在地        |      |     |     |     |     |     |
| 備考         |      |     |     |     |     |     |

改正後

別記様式第3号

博物館登録原簿

| 事項         | 登録   |     | 変更  |     | 変更  |     |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|            | 年月日  | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 |
|            | 記号番号 | 第号  |     |     |     |     |
| 設置者の名称及び住所 |      |     |     |     |     |     |
| 名称         |      |     |     |     |     |     |
| 所在地        |      |     |     |     |     |     |
| 備考         |      |     |     |     |     |     |

改正前

別記様式第3号

博物館登録事項等変更届

年 月 日

石川県教育委員会 様

設置者所在地

名 称

代表者氏名

次のとおり博物館登録事項等に変更を生じましたので届出します。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 変更事項
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後
- 4 変更年月日
- 5 変更理由

改  
正  
後

別記様式第4号

博物館登録事項等変更届

年 月 日

石川県教育委員会 殿

設置者所在地

名 称

代表者氏名

次のとおり博物館登録事項等に変更を生じましたので届出します。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 変更事項
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後
- 4 変更年月日
- 5 変更理由

改  
正  
前

博物館運営状況報告書

年 月 日

石川県教育委員会 様

設置者所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

博物館法第16条の規定により、次のとおり3月末日時点の運営状況について報告します。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 学芸員の人数 人
- 4 年間開館日数 日
- 5 年間活動実績

改  
正  
後

(新設)

改  
正  
前

別記様式第5号

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

石川県教育委員会 様

設置者所在地

名 称

代表者氏名

次のとおり博物館を廃止しました。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 登録記号番号
- 4 廃止年月日
- 5 廃止の理由
- 6 廃止後の処置

(添付書類)

博物館廃止を議決した議決書の写又は会議記録の抄本

改  
正  
後

別記様式第5号

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

石川県教育委員会 殿

設置者所在地

名 称

代表者氏名

次のとおり博物館を廃止しました。

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地
- 3 登録記号番号
- 4 廃止年月日
- 5 廃止の理由
- 6 廃止後の処置

(添付書類)

博物館廃止を議決した議決書の写又は会議記録の抄本

改  
正  
前